

検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0530 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0530 第2号」 適用日 令和7年6月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
悪性腫瘍組織検査 (処理が容易なもの) (医薬品の適応判定 の補助等に用いる もの) (DNAメチル化検出 検査)	2500点	遺伝子関 連・染色 体検査 100点	「D004-2」 悪性腫瘍 組織検査	(16) RAS遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR法によりDNAメチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。